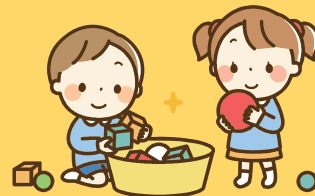


認定こども園

## 認定こども園等

(保育所・園、幼稚園、認定こども園)を利用するには



## 認定こども園ってな～に？

認定こども園とは幼稚園・保育所両方の機能を備え幼児教育・保育を一体的に提供する施設です。対象年齢は0歳から就学前までで、保護者の就労等で「保育の必要な子ども」を預かり、保育をします。

3歳以上の子どもは保育の必要の有無に関わらず預かり、教育・保育を行います。

教育・保育内容は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」により決められており、これに従って保育教諭が教育及び保育を行います。



## 入所要件・対象年齢等

保護者からの申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行い、「支給認定証」を交付します。保護者は、認定内容に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所・園）等のサービスを利用することができます。

(1) 支給認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	対象者	利用出来る施設
1号認定	(3歳以上) 保育を必要とせず教育を希望する人	幼稚園 認定こども園
2号認定	(3歳児以上) 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とする人	保育所・園 認定こども園
3号認定	(3歳未満) 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とする人	保育所・園 認定こども園

(2) 保育認定（2号認定又は3号認定）を受ける人は、保護者の就労等保育が必要な事由や、その状況によって「保育必要量（保育が必要な時間）」の認定をします。

「保育必要量」には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」があり、これによって保育施設等の基本的な利用時間が異なります。

保育の必要な時間	保育必要量	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
就 労	月当たり120時間以上の就労が確認できる場合（主にフルタイムの就労を想定）	月当たり48時間以上の就労が確認できる場合（主にパートタイムの就労を想定）
妊娠・出産	○	○
求職活動	—	○
その他	状況による	状況による

## 保育料等

0～2歳児の保育料は保護者の住民税等の課税状況により決定します。※同一家族から複数の児童が入所している場合は軽減措置があります。

## 3号認定の子どもの利用者負担額（保育料）

(令和4年10月1日現在)

階 層 区 分		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	18,000円
第4階層		97,600円未満	30,000円
第5階層		133,000円未満	35,000円
第6階層		169,000円未満	44,500円
第7階層		301,000円未満	50,000円
第8階層		397,000円未満	52,000円
第9階層		397,000円以上	55,000円

※利用者負担額以外に、絵本代・保護者会費等の別途実費負担があります。

※令和元年10月から3歳児以上の保育料は無償です。

ただし、給食費（副食費）はかかります。

町内認定こども園の1号認定の子ども・2号認定の子どもの副食費

(令和4年10月1日現在)


認定区分	月～金曜日の利用	月～土曜日の利用
1号認定	2,900円	
2号認定(給食費)	3,600円	4,200円
2号認定(おやつ代)	800円	920円

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども及び全世帯の第3子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。(1号認定は小学校3年生までの範囲において、2号認定は小学校就学前までの範囲において最年長の子を一人目と数えます。)
- ・町外の施設を利用する場合、金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

・ 申込から入園までの流れ(入園手続き)

次年度(4月～3月)に入園を希望される方は、10月上旬から申込の受け付けをします。広報等で募集期間をお知らせします。

- ① 情報収集する。
- ② こども園・保育所等を選ぶ。  
(施設見学や園庭開放への参加等)
- ③ 入園の申込 ※ 一次受付: 10月上旬～11月中旬  
※ 二次受付: 11月中旬～1月下旬
- ④ 入園決定(2月中)
- ⑤ 入園(4月)



年度途中の随時受付も行っています。利用希望月の前月15日までに手続きをしてください。町外の保育施設等を希望される場合も福崎町で手続きしてください。

・ 一時預かり(幼稚園型)

【対象園児(1号認定)】

- ・ 保護者の就労による場合
- ・ 保護者又は家族に疾病、入院、看護又は介護が必要な場合

【手続きに必要なもの】

- 一時預かり事業(幼稚園型)利用申請書(1号認定)  
(各園で配布しています)

【申請書の提出先】各園

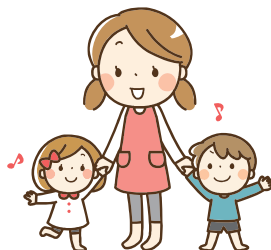
【利用できる施設と費用】

『町内の公立園・私立園』

(1号認定) 一時預かり(幼稚園型)

7:30～ 8:30 200円/時間

13:30～18:30 200円/時間



・ 延長保育

【対象園児(2・3号認定)】

- ・ 保護者の就労による場合
- ・ 保護者又は家族に疾病、入院、看護又は介護が必要な場合

【手続きに必要なもの】

- 延長保育利用申請書(各園で配布しています。)

【申請書の提出先】各園

【利用できる施設と費用】

『町内の公立園』

(2号・3号短時間認定) 延長保育

7:30～ 8:30 200円/時間

16:30～19:00 200円/時間

(2号・3号標準間認定) 延長保育

18:30～19:00 200円/時間

『町内の私立園』

(2号・3号短時間認定) 延長保育

7:30～ 8:30 200円/時間

16:30～19:00 200円/時間

(2号・3号標準間認定) 延長保育

7:00～ 7:30 200円/時間

18:30～19:00 200円/時間

公立

7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
一時預かり(幼稚園型)	教育標準時間(1号認定)		一時預かり(幼稚園型)		
延長保育	保育短時間(2号認定・3号認定)		延長保育		
保育標準時間(2号認定・3号認定)				延長保育	

私立

7:00	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
一時預かり(幼稚園型)	教育標準時間		一時預かり(幼稚園型)			
延長保育	保育短時間(2号認定・3号認定)		延長保育			
延長保育	保育標準時間(2号認定・3号認定)				延長保育	

休園日

(1号認定)

- ・ 土日祝日、春休み(3/21～4/4)、
- ・ 夏休み(7/21～8/31)、
- ・ 冬休み(12/22～1/7)

(2号認定・3号認定)

- ・ 日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

※その他、非常災害やその他特別な事情がある場合は臨時休園になる場合があります。

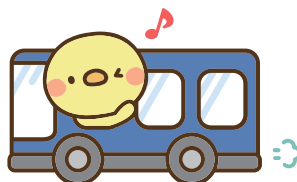


## 園児送迎バス

園児送迎バスは町内に限り運行します。1台のバスで6園をまわります。対象は1号認定の子、2号認定3号認定の子のうち短時間認定の子ども。1号認定の子どもは行きのみ利用出来ます。

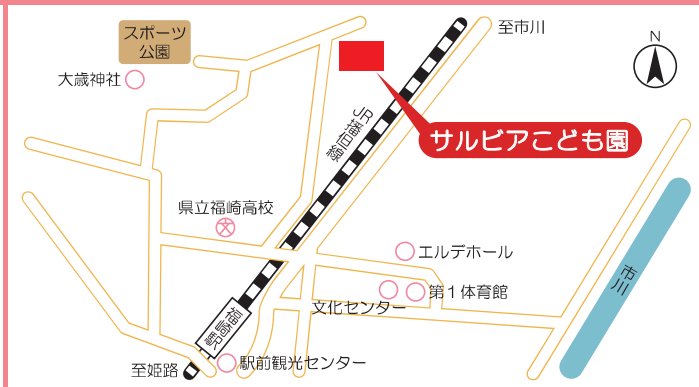
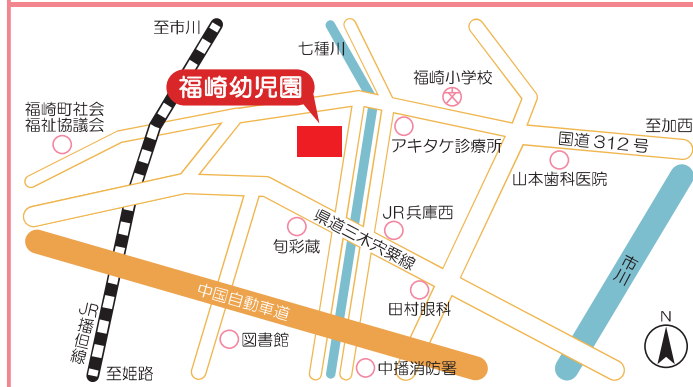
利用料 2,800円/月

※その他、非常災害やその他特別な事情がある場合は運休になる場合があります。



## 福崎町内認定こども園一覧

	子ども園	住所	定員(人)	開所時間	電話番号
公立	田原幼稚園	福崎町西田原1263-4	240	7:30 ~ 19:00	0790-22-1032
	八千種幼稚園	福崎町八千種276-2	87		0790-22-1207
	福崎幼稚園	福崎町福崎新448-3	183		0790-22-1091
	高岡幼稚園	福崎町高岡1956-33	45		0790-22-3960
私立	姫学こども園	福崎町南田原2062	75	7:00 ~ 19:00	0790-22-5480
	サルビアこども園	福崎町山崎617-7	105		0790-22-1313



申請等に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560 (内線 252・253)

# 幼児教育・保育の無償化



## 無償化の対象となるのは？

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3～5歳児の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償化されています。（給食費・教材費、通園バス代などは無償化の対象外となります。）

無償化の対象については、世帯の状況、利用する施設・事業、子どもの年齢によって異なります。下記フローチャートでご確認ください。

